

事務連絡
令和7年9月22日

各 都道府県こども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）
指定都市こども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）
中核市こども政策担当部（局）
都道府県教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

「子どもの自殺対策推進パッケージ」を踏まえた
子どもの自殺対策の一層の推進について

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

子ども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省においては、令和6年の児童生徒の自殺者数が529名と過去最多となったこと等を極めて重く受け止めています。このような状況の中、去る9月11日、子ども家庭庁及び関係府省庁において「第9回子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催しました。

当会議では、子ども家庭庁が司令塔となって令和5年6月に取りまとめた「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に関するロードマップの更新や、各省庁における令和8年度予算概算要求の状況等に係る報告及び本年6月の自殺対策基本法改正に係る報告のほか、関係機関において運動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」（別添1）として新たに取りまとめました。

子どもの自殺対策については、関係府省一丸となって関連施策を総合的に推進していくことと併せて、地方公共団体が果たす役割も大変重要であり、今般の自殺対策基本法の改正趣旨も踏まえ、関係機関や団体の連携・協働を通じ、様々な施策を連動させながら

ら対策を推進していく必要があります。

各自治体におかれでは、当パッケージ記載の下線部の施策を中心に取り組むことにより、子どもの自殺対策を地域問わず着実に行い、対策の底上げを図っていただくようお願いします。なお、下線部の施策に係る資料（別添2～4）を添付しますので、特に未実施の取組については、関連予算の積極的な活用を御検討いただくよう重ねてお願いします。

また、各自治体におかれでは、当パッケージを踏まえ、子ども政策担当部局や教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係部局の連携を積極的に図っていただくとともに、管内市町村（本事務連絡が直接送付されている指定都市を除く。）及び関係機関等に周知していただくようお願いします。

都道府県教育委員会におかれでは市町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれでは所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社に対して、周知していただくようお願いします。

（参考）第9回子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomonojisatsutaisaku-kaigi/qnam0409>

【添付資料】

別添1　子どもの自殺対策推進パッケージ

別添2　子ども家庭庁関連施策

別添3　文部科学省関連施策

別添4　厚生労働省関連施策

【本件連絡先】

（子どもの自殺対策推進パッケージ及び子ども家庭庁関連施策について）

　　子ども家庭庁支援局総務課自殺対策室

　　電話：03-3539-8352（直通）

　　E-mail：shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp

（文部科学省関連施策について）

　　文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

　　電話：03-6734-3298（直通）

　　E-mail：s-sidou@mext.go.jp

（厚生労働省関連施策について）

　　厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

　　電話：03-3595-2092（直通）

　　E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

taisaku-suisin@mhlw.go.jp

子どもの自殺対策推進パッケージ

- ✓ 子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
 - ✓ 子どもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げ**を図る

① 教育や普及啓発等

- ・ SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進（文部科学省）
- ・ 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】（厚生労働省）
- ・ 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知（文部科学省）
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上（文部科学省）
- ・ 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】（こども家庭庁）

② リスクの早期発見・対応

- ・ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進（文部科学省）
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】（文部科学省）
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置（文部科学省）
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】（文部科学省）
- ・ 子どもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】（こども家庭庁）

③ 危機介入

- ・ 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】（厚生労働省）
- ・ 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】（こども家庭庁）
- 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成（こども家庭庁）
(※) 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

④ 見守り・支援

- ・ 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】（再掲）（こども家庭庁）
- ・ 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】（厚生労働省）
- ・ 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】（内閣府）
- ・ 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】（文部科学省）

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- ・ 子どもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】（こども家庭庁）
- ・ 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】（厚生労働省）

- ・ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂（文部科学省）
- ・ 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】（厚生労働省）

地域全体でいじめ・不登校等に向き合う体制づくり

新規

支援局 総務課

事業の目的

- いじめや不登校をはじめ、学校に関係する子どもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体で子どもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面する子どもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

令和8年度概算要求額：10億円（0.2億円）

事業の概要

（1）地域ネットワーク構築による子ども支援事業（令和8年度要求額：10億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係する子どもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、子どもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

① 地域全体で取り組む子どもの悩み相談モデル事業（令和8年度要求額：5.5億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、子ども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

② 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援事業（令和8年度要求額：2.8億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校の子ども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、子どもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和8年度要求額：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

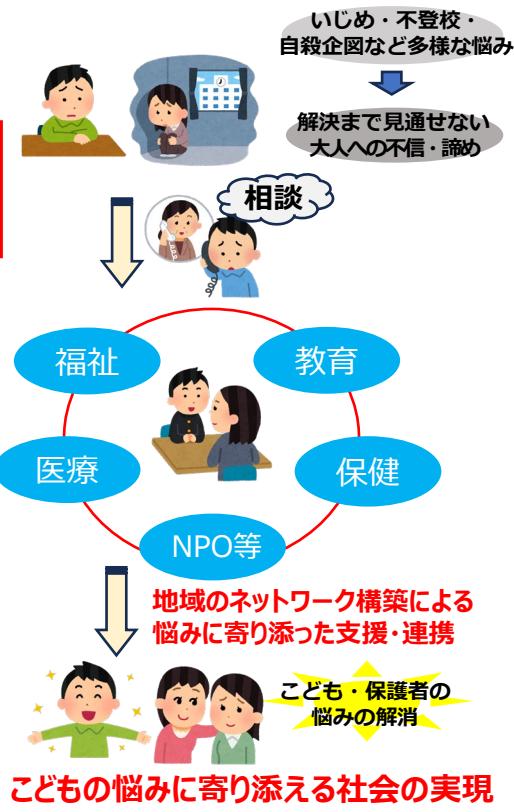
④ 社会総がかりで子どもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和8年度要求額：1.1億円）

いじめや不登校など学校における子どもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

（2）いじめ調査アドバイザーの活用（令和8年度要求額：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

事業（1）①のイメージ



実施主体等

（1）①及び② 首長部局での開発・実証

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

（2）いじめ調査アドバイザーの活用

【委託先】 都道府県、市区町村

【補助割合等】 委託費（国10/10）

【委託先】 民間団体等（③④とも各1団体）

【補助割合等】 委託費（国10/10）

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

【実施個所数】 ①22自治体（1自治体あたり2,500万円を上限）

②16自治体（1自治体あたり1,400～2,700万円を上限）

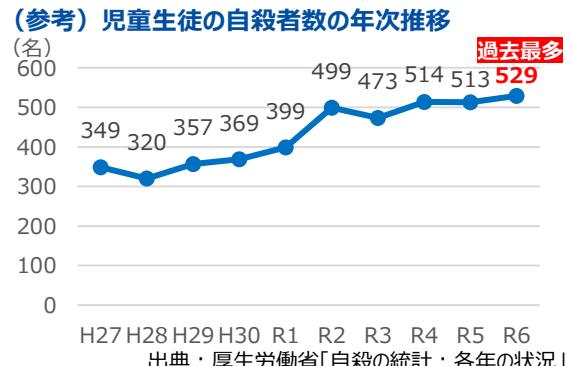
※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化

令和8年度要求・要望額 0.3億円
(新規)

児童生徒の自殺対策の現状

- 令和6年の児童生徒の自殺者数が、過去最多を更新するなど、自殺対策は喫緊の課題。
- これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進等による自殺の未然防止に向けた取組を進めるとともに、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきた。
- また、自殺対策基本法が第217回国会で改正され、子どもに係る自殺対策に関しては社会全体で取り組む必要性が明記され、学校については、関係者との連携を図りつつ、子どもの自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記。



事業の概要

現状の取組



- 自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し対応するほか、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含めた対応をすることが求められる。
- その際、各学校現場では、「教師が知っておきたい子供の自殺予防」(H21年作成) や「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(H22年作成) 等を参考に対応しているところ。
- しかし、これらの冊子等には、近年の児童生徒の自殺対策を考える上で重要な要素を占めるオーバードーズやSNSに関する記載や、特に直近のデータにおいて増加が見られる通信制・定時制高校における対処に関する記載がない。

今後の取組（予定）

- 令和7年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の下にWGを設置。
- 令和8年明けを目指して検討を開始し、医療機関等と連携した早期対応におけるガイドライン等を作成する。
- 教職員が、作成したガイドライン等を踏まえた対応ができるように、

- ①自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点を教職員が理解できるよう、研修動画等（ガイドラインを説明する動画や実践例を示した動画）を作成
- ②作成した研修動画等について、広報・普及啓発を行う。

→教職員が、正しい知識をもとに、自殺リスクを抱えた児童生徒に対応できるようになることで、自殺者数の減少を目指す。

WG（非予算）において
ガイドライン等を作成

令和8年度予算において
ガイドライン等を説明した動画を作成
作成した動画を広報・普及啓発

委託先
採択数

【委託先】民間事業者等（1機関）
【委託内容】動画制作費、広告掲載費 等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

95億円
86億円



- ◆教師と支援スタッフが連携・協働して、適切な対応が実施されるチーム学校による支援体制づくり
- ◆教育委員会における相談体制の充実及び関係機関等と連携した支援体制づくり
- ◆SC・SSWによる児童生徒に関する支援の質の向上のため、フルタイム勤務等の実態等を踏まえた処遇の見直し

スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度要求・要望額 6,713百万円(前年度予算額 6,212百万円)
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

- ・児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ・公認心理師、臨床心理士 等

- 基礎配置 全公立小中学校
- 重点配置 **11,800校** (←11,300校)
 - いじめ・不登校対策 : **7,500校** (←7,000校)
 - 虐待対策 : 2,000校
 - 貧困対策 : 2,300校
- その他 教育支援センターへの配置 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度要求・要望額 2,816百万円(前年度予算額 2,428百万円)
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

- ・児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ・社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校校区
- 重点配置 **11,500校** (←11,000校)
 - いじめ・不登校対策 : **5,500校** (←5,000校)
 - 虐待対策 : 2,500校
 - 貧困対策 : 2,500校
 - ヤングケアラー支援 : 1,000校
- その他 教育支援センターへの配置 等

＜事業内容＞

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・**スクールカウンセラー（SC）**は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て（アクセスメント）、教師・保護者への助言・援助（コンサルテーション）のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」の育成するなどの未然防止に資する取組を行う。
 - ・**スクールソーシャルワーカー（SSW）**は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- スーパーバイザー**は、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- SNS等を活用した相談**や「24時間子供SOSダイヤル」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

実施主体 SC : 都道府県・指定都市
SSW : 都道府県・指定都市・中核市

配置先

小・中・高等学校
教育支援センター 等

費用負担

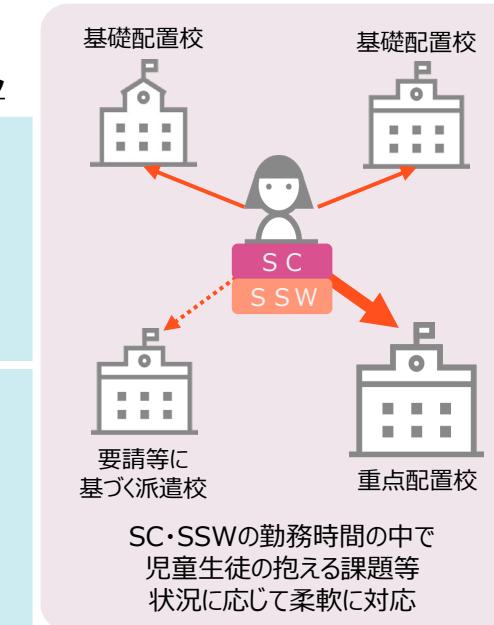
国 : 1／3
都道府県等 : 2／3

対象費用

報酬、期末手当、交通費 等

＜活用の工夫について＞

- ・自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置も可能
- ・離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- ・日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・切れ目ない指導・援助を目的とした教育支援センターにおける不登校対応への参画



スクールカウンセラー等活用事業 (SNS等を活用した相談体制構築事業)



背景

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、**相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止**する観点から喫緊の課題。
- 座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9の方が殺害された残忍な事件をきっかけに、それ以降もスマートフォンの普及が進んでいるなか、**最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合**を占めていることから、それを踏まえた相談体制の整備を図る必要がある。

参考

主なコミュニケーション手段の平均利用時間※令和7年版情報通信白書(総務省)

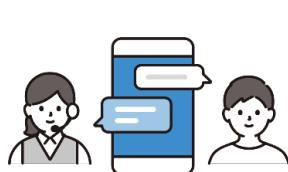
10代：平日1人(令和6年)

携帯電話	固定電話	ソーシャルメディア	メール利用
13.8分	0.0分	67.0分	15.5分

事業内容

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援(補助事業)

- 一人一台端末等も活用するなど、様々な悩みや不安を抱える児童生徒が容易にアクセスできるような相談体制の整備を促進するため、**SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施**とともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。



イメージ：SNSを活用した相談



スクリーンショットも送信可能で、SNS上のトラブル等を正確かつ容易に伝えることができる



教育委員会、総合教育センター等で受信



公認心理師や臨床心理士、SNS等上の子供の気持ちがわかる若者等が対応

例

自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ

教育委員会等
(福祉部局と共同・連携)

学校

安全を確認

緊急の場合

警察、児童相談所等
と連携し対応

実施主体

- 都道府県 ■ 指定都市
- ※令和3年度より、全ての都道府県・指定都市に拡大。

対象校種

- 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 等

費用負担

- 国：1/3 ■ 都道府県・指定都市：2/3

対象経費

- 報酬・期末手当 等

1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置

「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになっている。

B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降いじめの認知件数が増加しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の令和3年度は約270件、令和4年度は約420件となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらうだけでよい」といった相談が多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

その他教育委員会等から寄せられた声

- これまで、個々の担任教諭の主觀で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる

1 最近あなたの気持ちや体の調子についてうかがいます。下の各文章を読んで、自分にもっとよくあてはまると思うところの数字1つを□で囲んでください。			
		全くあてはまらない	よくあてはまる
1	悲しい気分だ。	0 1 2 3	
2	悲りっぽくなる。	0 1 2 3	
3	いろいろなことに自信がない。	0 1 2 3	
4	何となく心配だ。	0 1 2 3	

2 あなたは、ここの質問うち方に、下に書いてあるようなことが、どのくらいありますか。下の各文章を読んで自分にもっとよくあてはまると思うところの数字1つを□で囲んでください。			
		全くなかった	よくあった
1	自分は悪くないのに先にしられる。	0 1 2 3	
2	友だちから暴力をふるわれる。	0 1 2 3	
3	友達の間でよくわからなくなる。	0 1 2 3	
4	過路希望を実現するように言われる。	0 1 2 3	

3 あなたは、まわりの人たちが、ふだんどのくらいあなたの動作になってくれていると感じていますか。下の各間にについて、それぞれの人のもっともよくあてはまると思うところの数字1つを□で囲んでください。ただし、あてはまらない時はその所だけとばして答えてください。			
		どちらとも	どちらともない
1	あなたが元気かな	0 1 2 3	
2	机の場面	0 1 2 3	
3	いいと、すぐに気づく	0 1 2 3	
4	担任の先生の場合	0 1 2 3	
5	いて、ほくほくして	0 1 2 3	
6	友だちの場合は	0 1 2 3	

<児童生徒へのストレスチェック（イメージ）>

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和8年度概算要求額 47億円 (32億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和6年の自殺者総数は、過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

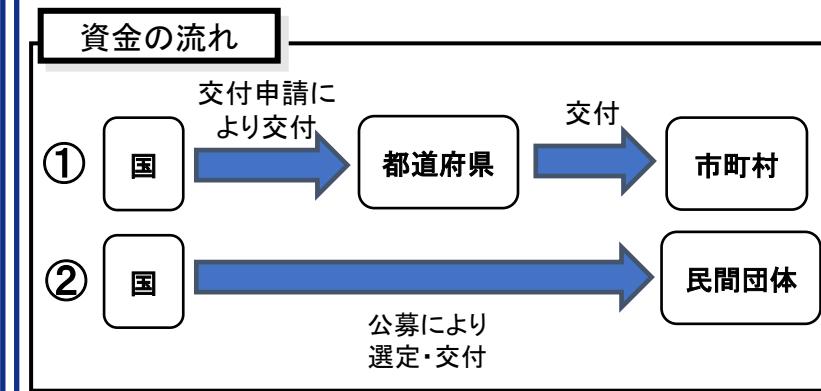
- 対面・電話・SNS相談体制等の強化(拡充)
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

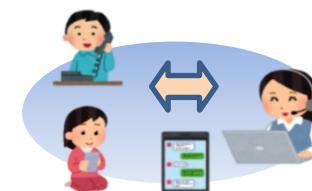
- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援(拡充) 等

3 実施主体等

- 実施主体: ①都道府県・市町村
(交付率: 1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体
(交付率: 10/10)



等



子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和8年度概算要求額 53億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(53億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	47億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、またコロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、子ども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下の子ども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了 :地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

令和8年度概算要求額 48億円の内数 (32億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

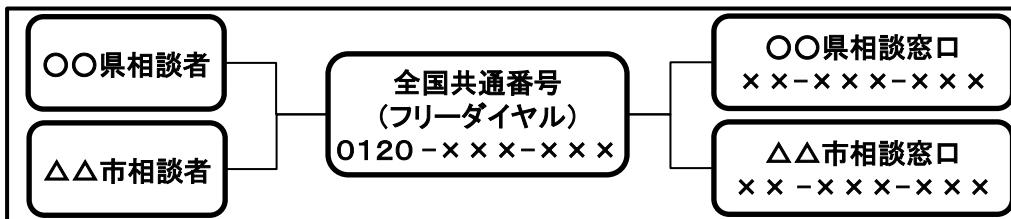
(48億円の内訳)	自殺対策事業委託費	88百万円
	地域自殺対策強化交付金	47億円

1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を開始している。
- 年間82万件(1日平均2千件)以上の総呼数(かかってきたコール数)があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルを新たに導入するとともに、接続完了率の向上のため自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化を行う。

2 事業の概要・スキーム

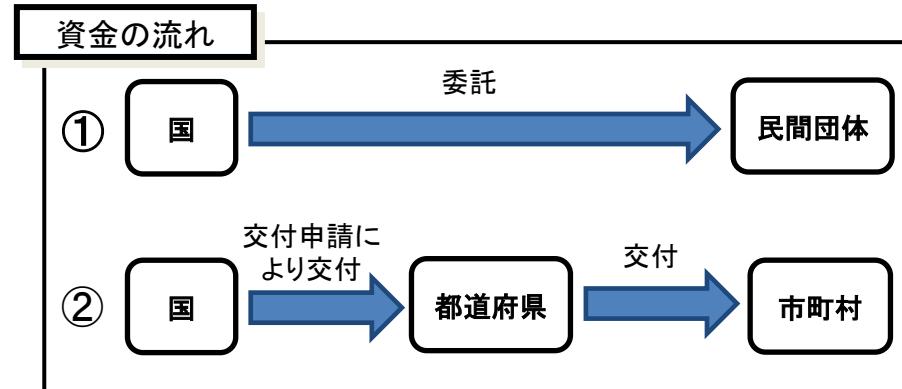
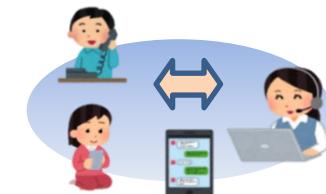
<①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>
フリーダイヤルを新たに導入することにより、相談者の通話料負担をなくし、悩みや不安を抱えている人が相談しやすい仕組みを構築する。



<②自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化>
こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、フリーダイヤルを新たに導入することにより、各自治体の相談窓口における総呼数の増加が想定されるため、電話相談事業を担っている都道府県及び指定都市における電話相談体制の強化(電話相談員の育成・増員、電話回線の増設等)を行うことにより、接続完了率の向上を図る。
併せて、悩みや不安を抱えている人が必要に応じて電話以外の手段でも相談できるよう、自治体の対面相談及びSNS相談体制等の強化を行う。

3 実施主体等

○ 実施主体: ①国からの委託
: ②都道府県・市町村(交付率: 1/2)



自殺対策に関する調査研究等の推進

令和8年度概算要求額 6.0億円 (6.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法(議法)の改正施行(改正・公布は令和7年6月)に伴い、指定法人の取組内容の拡充等に伴う必要な経費を要求する。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等が必要となる経費について要求する。
 - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用(第2条第6項関係)
 - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保(第18条関係)
 - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援(第20条関係)
 - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援(第21条関係)
 - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果(各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等)を踏まえ、令和8年度概算要求においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進めるため、必要となる経費について要求する。

3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10